

監視伝染病のサーベイランス対策指針

主要な急性の家畜伝染性疾病については、従来に比べ発生数は減少しているものの、近年の畜産経営の大規模化・集約化及びモータリゼーションの発達により、一旦、発生があった場合には被害の大型化・広域化が予想される。このため、疾病ごとにその浸潤状況の地理的分布及び時間的分布を十分に把握し、危険度が高まった場合の早期警告、的確な発生予防、まん延防止措置の実施、清浄化のための防疫措置等を講じる必要がある。また、さらなる疫学的調査を実施して発生源を突き止め、的確な防疫対策に資する必要がある。

したがって、本指針を定め、疾病ごとに発生状況、病原体の検索結果等から流行実態を迅速かつ的確に把握し、必要な情報を速やかに還元することにより、事前対応型の防疫対策の構築を図り、これら疾病に対する有効かつ的確な防疫に資するものとする。

1 定義

この指針において「サーベイランス」とは、監視伝染病の発生を予防し、又はその発生を予察するため必要があるときに、発生の状況及び動向を把握するための検査に基づき特定の期間及び地域における監視伝染病の発生状況、抗体の保有状況、病原体の検索、地理的分布等についての情報を継続的に収集、分析及び評価する手段をいう。

2 サーベイランス実施地域及びその対象疾病

サーベイランスは、その対象とする監視伝染病の病性、発生状況、地理的分布、この疾病に対する防疫措置の必要度等を総合的に勘案し、地理的領域を全国的あるいは地域的の二つに分類して行うものとする。

なお、これらの実施に当たり検査法等の詳細な事項については、動物衛生研究部門等の関係機関及び関係する分野の専門家と相互に連携を図り動物衛生課が策定し、動物衛生課長から別途通知し、徹底する。

(1) 全国的サーベイランス

ア 全国的サーベイランスは、県域を越えて広範囲にまん延し畜産経営に被害を与える可能性があり、全国的、広域的に把握が必要な情報を国が集中して把握することにより、全国的な防疫体制の確立に資することを目的として実施する。

イ 全国的サーベイランス対象疾病は、①撲滅を目的とする疾病、②国内で発生報告のない監視伝染病（規則第10条第1項表第1号の上欄に掲げる監視伝染病とする。以下「海外伝染病」という。）、③国内で発生報告のある監視伝染病のうち節足動物媒介性ウイルス感染症（規則第10条第1項表第2号の上欄に掲げる監視伝染病とする。以下「アルボウイルス感染症」という。）、④国内で発生報告のある監視伝染病（規則第10条第1項の表の上欄に掲げる以外の監視伝染病。以下「国内伝染病」という。）のうち特に伝播力が強く流行型の発生様相を示すなど家畜衛生に重大な影響を及ぼす疾病について、全国的な清浄度確認や広域的な流行予測等全国的・統一的基準で実施する必要があるものを国が選定する。

（2）地域的サーベイランス

ア 地域的サーベイランスは、県内における監視伝染病の発生状況、抗体保有状況等を県が把握することにより、地域における防疫体制の確立に資することを目的として実施する。

イ 地域的サーベイランス対象疾病は、①国内伝染病のうち地域的な流行を繰り返す疾病、②国内伝染病のうち特定区域内で常在化傾向にある疾病について、監視伝染病の病性、地理的状况を踏まえ県が地域の実情に応じて実施する必要があるものを選定する。

3 サーベイランス実施の手順

サーベイランスの実施に当たっては、①サーベイランス実施目的の設定、②サーベイランス実施計画の策定、③検査の実施、④検査結果の報告、⑤検査結果の集計、⑥集計された結果の分析及び評価、⑦情報の還元の手順に従い、以下の基本的事項に留意して、円滑な推進を図るものとする。

（1）サーベイランス実施目的の設定

ア サーベイランス実施に当たっては、どのような目的で監視伝染病の発生状況及び動向を把握するか等について家畜の所有者、家畜保健衛生所、県畜産主務課及び動物衛生課等サーベイランス実施に係わる各関係者に対し明確に示す必要がある。

イ また、法第5条の規定により検査命令を行う場合には、規則で定める手続きに従い、実施の目的、実施する地域等法に定められた事項について公示する必要がある。

（2）サーベイランス実施計画の策定及び実施に当たっての留意点

サーベイランス計画の策定及び実施に当たっては、以下の点に留意して行うことが重要である。

ア サーベイランス全体並びに各構成部分（手順）をできるだけ単純にし、容易に実施できるようにすること。

イ サーベイランス実施に柔軟性をもたせ、サーベイランス実施機関からの意見をフィードバックする等により改善を行うこと。

ウ サーベイランス実施に係わる関係者の理解が得られやすく、データの収集、情報の提供に当たり関係者や組織の役割の重要性が明確に認識されていること。

エ 収集するデータの種類及び診断基準の定義等を明確にすること。

オ サーベイランス実施で得られた結果が、母集団を代表するものとなるような標本抽出方法を選択し、検査の実施に当たる家畜保健衛生所等によって誤差が生じないようにすること。

カ データの収集から対策の実施までの各段階の措置が迅速に行えること。

キ 時間的分布の把握のため、疾病の特性に応じ、定期的にデータを収集すること。

（3）検査の実施に当たっての考え方

監視伝染病の発生状況等を把握するための検査は、監視伝染病のサーベイランスの根幹であるので、その適否はサーベイランスの成否に直接つながる。したがって、疾病ごとに以下の基本的事項に留意して最も適切な方法により検査を実施することが重要である。

ア 国内伝染病の検査に関する基本的考え方

（ア）実施区域の設定に当たっては、疾病の伝播力、疾病の発生状況、家畜の飼養状況等について十分配慮するとともに、検査目的に適合した区域を選び、可能な限り対象とする母集団全体の状況等を把握できるよう考慮すること。

（イ）検査に当たっては、サーベイランスの目的に応じて適切な標本（と畜場等を含む。）の抽出方法及び検査方法を選択して実施するものとする。

なお、母集団の特徴を推測できるような精度の高い標本の抽出をする場合には、乱数表等を用いた方法で行うことが求められることとなる。

（ウ）検査を実施する期日の設定は、年間を通じて発生がある疾病については、隣接区域の衛生状況、家畜の移動状況等を考慮して家畜が病原体に暴露する可能性が最も高い時期を中心とすること。なお、発生に季節変動性がある疾病については、

発生時期を中心とした期日とすること。

イ 海外伝染病の検査に関する基本的考え方

(ア) 海外伝染病の検査は、我が国に発生のない疾病を対象とし、我が国で海外伝染病発生の危険度が高まったと判断される場合に立入検査や聞き取り調査等を実施し、海外伝染病の摘発及び清浄度の確認を行うものである。

(イ) 動物衛生課は、関係部局等と緊密な連絡を保ち、海外伝染病に関する情報を積極的に収集することとする。

(ウ) 我が国で海外伝染病の発生の危険度が高まりサーベイランスが必要と判断される場合には、サーベイランスの実施方法等の詳細な事項について、動物衛生課長より通知することとする。

ウ アルボウイルス感染症の検査に関する基本的考え方

(ア) アルボウイルス感染症の検査は、主に血中の抗体価の変動により病原体の動きを把握し、早期に流行をとらえるために行うものである。

(イ) アルボウイルス感染症は節足動物により媒介され、これらの発生は一般的に県を越えて広域的なものとなることから、全国的・統一的基準により検査を実施することとする。

(4) 結果の報告、集計及び情報の還元

ア 検査の結果は、文書により報告、収集するほか、電子媒体の活用等により効率的に報告、収集を行うものとする。

イ 疫学的特徴、感染源、感染経路、病原体の性状等についての情報についても必要に応じて収集するとともに、気温、湿度等環境要因と流行の間に関連がある疾病については、地域の環境要因等の情報についても積極的に収集することとする。

ウ また、情報の還元にあたっては、個人情報が出ることがないようにプライバシーに十分配慮して行うことが必要である。

エ 結果の報告、情報の収集及び集計に関する家畜保健衛生所、県畜産主務課及び動物衛生課の役割は以下のとおりとする。

(ア) 家畜保健衛生所

家畜保健衛生所は、検査等により得られた情報を、調査期間単位に応じて県畜産主務課あて文書、ファックス、電子メール等により送付又は伝送することとする。また、家畜保健衛生所は、県畜産主務課及び動物衛生課から還元されたサー

バイランス情報を受けたときは、家畜の所有者又はその組織する団体に対し、必要な助言及び指導を行う必要がある。

(イ) 県畜産主務課

県畜産主務課は、全国的サーベイランスにあつては、家畜保健衛生所から得られた情報を集計し、調査期間単位に応じて動物衛生課あて文書、ファックス、電子メール等により送付又は伝送することとする。

また、地域的サーベイランスにあつては、家畜保健衛生所から得られた情報を県畜産主務課が集計し、解析・評価を加えた情報を、調査単位等の区分に応じ、週報、月報又は年報等として作成し、文書、ファックス、電子メール、インターネット等により家畜の所有者、家畜保健衛生所、関係都道府県等へ広く還元するとともに、動物衛生課に連絡することとする。

(ウ) 動物衛生課

動物衛生課は、県畜産主務課から得られた全国的サーベイランス情報を速やかに集計し、解析・評価を加えた情報を、調査単位等の区分に応じ、週報、月報又は年報等として作成し、文書、ファックス、電子メール、インターネット等により県及び関係機関等へ広く還元することとする。また、地域的サーベイランス情報にあつては、必要に応じ集計し、解析・評価を加え還元することとする。

(5) 結果の分析及び評価

ア 全国的に集計された情報については、動物衛生課が動物衛生研究部門等の関係機関及び関係する分野の専門家と相互に連携を図りつつ、科学的・客観的に分析・評価を行うこととする。

イ また、地域的に集計された情報については、県が関係機関等と相互に連携を図るとともに、国との連携を図り、地域に特徴的な疾病の発生状況及び動向、地域的な気候風土や疾病の特性に応じた科学的・客観的な分析・評価を行うこととする。

ウ 科学的・客観的な分析・評価は、表、グラフ、地図等を積極的に利用し、ベクターの発生状況、気象情報、環境要因等についても留意して総合的に行い、疾病に関する疫学的考察、今後の防疫措置の選定あるいは現在の防疫措置の評価、さらには、事前対応型の防疫体制を強化するための発生予察手法の確立等に活用するものとする。

別記 2

乳用雄子牛飼養施設における衛生対策指針

乳用雄子牛の哺育・育成及び肥育経営並びに乳肉複合経営の安定化を図るためには、疾病に対する抵抗性が弱く、各種ストレスの影響を受けやすい哺乳及び哺育期（おおむね生後3カ月齢まで）における疾病の発症を予防し、損耗率の低下を図ることが重要である。このため、乳用雄子牛飼養施設では、以下により各種の効果的衛生対策を講じるよう指導を徹底し、損耗の防止を図る必要がある。

1 分娩時の衛生対策

分娩時は、子牛の感染防止、移行抗体の十分な付与等を図るため、以下の点に留意して衛生対策を講ずる。

- (1) 事前に分娩場所の周囲をよく清掃、消毒し、乾燥した敷料を入れるとともに、分娩直前には消毒液で乳房や外陰部をよく消毒する。
- (2) 初乳は、生後15～30分以内に500g以上、生後4時間以内及び8時間以内の2回はおおむね体重の5%を給与し、その後少なくとも4日間は体重の8～10%程度を1日2～3回に分けて給与する。
- (3) 臍帯の消毒を怠ると、病原体が直接子牛体内に侵入するおそれがあるため、分娩後直ちに臍帯を希ヨードチンキ（2～3%）等に浸漬し、翌日再度浸漬する。
- (4) カーフハッチへ移動させるか、カーフハッチを使用しない場合には、専用の哺育牛舎に収容し、病原菌の感染を避けるために育成牛や成牛からできるだけ離れた場所に移動させる。

2 導入子牛の衛生対策

子牛を生産農家から導入する際には、子牛の導入に伴う疾病の侵入を防止するとともに、輸送のストレスを最小限に抑えるため、以下の点に留意して衛生対策を講ずる必要がある。

- (1) 子牛の導入に当たっては、輸送に伴う体力の消耗や各種ストレスを考慮し、短時間で輸送できる近距離の生産農家から購入するよう努める。

- (2) 子牛の輸送は、換気の徹底、直射日光を避ける等できるだけストレスを与えない方法で行う。
- (3) 子牛の選定に当たっては、初乳を十分摂取していることを確認する。
- (4) 子牛の導入前には、カーフハッチあるいは哺育牛舎の内外をよく消毒・乾燥させるとともに、牛房内には十分敷料を入れておく。
- また、車両の出入口には車両用の消毒槽、哺育・育成牛舎の出入口には作業用長靴の踏込消毒槽、隔離牛舎には手指消毒架を設置するとともに、消毒槽内の汚れに十分注意し、少なくとも週に1～2回は消毒液を交換する。
- (5) 子牛を哺育牛舎又はカーフハッチに収容する前に個体識別のためのネックタック又は耳標を装着するとともに、臨床観察、検温及び牛体・四肢に対する消毒を実施する。この際、異常の認められたものは、隔離牛舎に移動させて精密検査を行うとともに、病状に応じた処置及び管理を行う。
- (6) 導入直後の子牛は、十分休息させ、輸送や環境の急激な変化による疲労や消耗の回復を早期に図るよう努める。
- (7) 初乳の摂取が不十分と思われる子牛に対しては、下痢の発生を減少させるため、凍結初乳又は発酵初乳を給与する。また、当該牛を含め導入牛は2～3週齢に達するまでは全乳を給与することが望ましい。

3 哺乳期の衛生対策

哺乳期には、下痢の発生予防を主体として、以下の点に留意して衛生対策を講ずる必要がある。

- (1) 個体観察を励行すること。
- (2) 哺乳期にはカーフハッチを利用することが望ましい。やむを得ず牛舎で飼養する場合は、
- ア 換気が良好であること。ただし、すきま風が入らないこと。
 - イ 清掃・消毒を励行し、舎内を乾燥状態に保つこと。
 - ウ 子牛同士の口及び顔面の接触、臍のなめ合いを防止するとともに、異常牛は個別に飼育すること。
- に留意する。
- (3) 飼育器具（専用の哺乳バケツ等）は、使用前には必ず消毒し、使用後は、洗浄した

後、清潔な場所で乾燥、保管するなど、衛生管理を徹底する。

なお、この他、少なくとも週1回（夏期は2回）は代用乳溶解用の飼育器具を逆性石鹼又は次亜塩素酸ソーダの希釈液を用いて消毒する。

4 哺育期の衛生対策

哺育期には、哺乳期の下痢に代わって肺炎等の呼吸器病の発生が多くなるため、呼吸器病の発生予防を主体として、以下の点に留意して衛生対策を講ずる必要がある。

- (1) 個体観察を容易にするとともに、発育の斉一化を図るため、一定の飼育面積を確保するとともに、群飼する前には必ず健康診断を行い、異常が認められた子牛は群飼を避ける。
- (2) 哺育・育成期の衛生管理プログラム、とりわけ予防接種のプログラムを作成する際は、当該施設だけでなく、その地域における過去の伝染性疾病の発生状況を考慮し、できれば当該施設の飼養牛群の一部について血清学的検査を実施し、その成績を参考として行う。

5 育成期・肥育期の衛生管理

3カ月齢以降の育成期・肥育期には、以下の点に留意して衛生対策を講ずる必要がある。

- (1) 肥育素牛の導入に当たっては、必要な予防接種が行われているものを購入することが基本であるが、行われていない場合には、導入から2～3週間後に必要な予防接種を必ず実施する。
- (2) 導入した肥育素牛は月齢及び体重ができるだけ近いもので群構成を行い、換気、採光がよく、清潔な敷料を十分敷いた広い牛房に収容し、耳標及び鼻環を装着する。
- (3) 内部寄生虫（肝蛭、牛肺虫、胃腸内線虫等）の駆虫及び真菌症や尿石症の予防に努める。

6 疾病の発生予防

疾病の発生予防のためには衛生管理を徹底して実施することが重要である。また、疾病の種類によっては、発症牛の一部が外見上症状が回復した後もキャリアーとして感染源となることがあるので、特に哺育・育成施設においてひとたび疾病が侵入した場合は、

所定の防疫措置を徹底するとともに、予後及びとう汰の適期の判定を的確に行うことが重要である。予防液がある疾病については、必要に応じて計画的な予防接種により効果的な防疫の推進を図る必要がある。

放牧地における衛生対策指針

肉用牛等の生産に当たっては、その生産コストの低減を図る上から放牧飼養を推進していくことが重要であるが、小型ピロプラズマ病をはじめとする各種の放牧病が大きな生産阻害要因であることから、これらへの対応が不可欠となっている。

このため、以下により各種の効果的な衛生対策を講じるよう指導を徹底し、放牧病による損耗の防止を図る必要がある。

1 基本的推進方向

一般に家畜の衛生管理は、衛生プログラムに基づいた防疫対策と、十分な個体観察による異常牛の早期発見・早期治療が基本となる。しかしながら、放牧地では十分な個体観察が困難な場合が多いことから、

- ① 入牧前、放牧中の計画的な衛生検査による放牧不適牛や異常牛の早期発見とその後の被害の抑制
- ② 草地及び牛体ダニ駆除の確実な実施

を基本とした管理プログラムを作成の上、以下に留意して衛生対策を実施する必要がある。

(1) 衛生検査の実施

ア 家畜飼養者は、入牧2カ月から3カ月前に放牧希望牛についての申請書を放牧管理者に提出するとともに、入牧1カ月位前に放牧希望牛を対象とした衛生検査を受け、その成績をもとに個別に放牧の適不適を決定する。

イ このほか、予防接種、除角、削蹄の実施等放牧に際して必要な措置の徹底に努める。このうち予防接種については、地域や放牧地内での過去における疾病発生状況を考慮の上、牛パラインフルエンザ、牛伝染性鼻気管炎、牛ウイルス性下痢・粘膜炎、気腫疽等に対するワクチン接種の必要な疾病を検討する。

(2) 馴致放牧の指導

放牧ストレスの重大性についての認識を深め、気象や給与飼料に対する馴致に努めるとともに、特に初放牧の育成牛については入牧1カ月前から、また、再放牧牛では

2週間前から馴致を開始する。

(3) 放牧衛生施設・器具等の点検整備

放牧管理者は、入牧に備えて連続柵場、薬浴槽、病畜舎、庇蔭林等の各種放牧衛生施設について入念に点検整備し、放牧に伴う事故、特に入牧初期の事故防止に努める。

2 入牧時の衛生対策

輸送ストレス、他の牛群との接触に伴うストレス等により、舎飼い時には異常の認められなかった牛であっても発病する場合があるため、入牧時には全牛を対象とした衛生検査を実施し、放牧の適否を再度判定する。この場合、放牧中の疾病発生時に備えて、全頭の採血と当該血清の一定の期間の保存に努める。

更に、当該衛生検査の結果等に基づき、牛のグループ分けを行うとともに、放牧管理者と管理委託者との間で、異常事態発生時の具体的な対応について検討しておく。

3 放牧中の衛生対策

- (1) 初放牧の育成牛については、入牧直後は環境への適応が不十分なことが多いので、放牧環境への順応を図るために2～3週間の予備放牧を行うことが望ましい。
- (2) 放牧草が不足している場合には、補助的に配合飼料、乾草等を給与する等の処置を講ずる。
- (3) 放牧監視については、予備放牧期には1日2回、その後は少なくとも1日1回は行い、異常牛を発見した場合は、十分観察し、異常や注意すべき点及び講じた措置を日誌等に記録しておく。
- (4) 放牧開始後の衛生検査については、体重測定等に併せ、少なくとも月1回は定期的実施するものとし、この際に、牛体のダニ駆除も行うよう指導する。さらに、過去の発症状況から病牛が多発すると予想される時期及び伝染性疾病に罹患したことが疑われる牛を発見した場合には臨時検査を実施する。
- (5) 放牧中に病牛を確認した場合であって、同様の症状を示す牛が多いなど、急性伝染病を疑う場合には、隔離の実施等必要な措置を行う。また、放牧牛がへい死した場合は、獣医師に依頼して死亡原因を究明する。

4 退牧時の衛生対策

中途退牧を含めて牛が退牧する際には、退牧牛の健康状況の十分な確認とダニ・病原微生物等の農家への持込みを防止する観点から、全牛を対象として臨床検査、ふん便検査及び外部寄生虫検査を実施する。特に、ダニ・牛肺虫及び皮膚真菌症に注意し、これらの駆除あるいは治療を実施してから退牧させることが望ましい。治療の途中で退牧させる場合には、農家に対して他の牛と隔離の上治療を継続するよう指示する。

この退牧時の検査については、その検査の結果に基づいて、処置が必要となった場合に、当該措置ができる限り牧場内で行い得るよう、その実施時期の設定に配慮する。

種豚場等養豚施設における衛生対策指針

養豚経営の安定化を図るためには、近年の集約的な生産方式の普及等を背景として生じている健康阻害要因を取り除き、疾病の発生を予防して、生産性の低下を防止することが重要である。特に、種豚場に疾病が発生又は潜在化している場合は、種豚の流通によりその疾病が一般養豚場の肥育豚群へ伝播する危険性が極めて高くなることから、種豚場を中心とした養豚施設では、以下により各種の効果的な衛生対策を講じるよう指導を徹底し、疾病の清浄化を図る必要がある。

1 施設の配置及び立入制限等

農場における疾病の清浄化に当たっては、農場への病原体の侵入を防止するとともに農場内における病原体の拡散防止のため、以下の点に留意して、施設の配置及び立ち入り制限の実施に努めるものとする。

- (1) 農場の周囲には囲障（ネット、フェンス等）を設け、外部との区分を明確にし、出入口を限定して農場への立ち入りを規制するとともに、犬や猫の侵入を防止する。
- (2) 豚舎は、できる限り発育・飼育段階で区分するとともに、導入豚を隔離する豚舎（以下「検疫豚舎」という。）及び病豚を隔離する豚舎（以下「隔離豚舎」という。）を設置する。その際、防疫、環境及び作業の観点から、管理作業を一方向（ワンウェイ）で行うこと等を考慮し、合理的な配置に努める。
- (3) 豚舎は原則として断熱構造とし、換気にも十分配慮する。更に、床、天井、壁は水洗・消毒が容易にでき、かつ耐水性に富む構造にする等の工夫をする。
- (4) 外来者の入場の際には、衣服、履物及び手指の消毒を励行するとともに、帽子、上衣、ズボン、履物等はできる限り場内専用のものに取り替える。また、検疫豚舎及び病豚隔離豚舎への出入の際は、再度衣服及び手指の消毒を行うとともに、衣服、ゴム長靴等は専用のものに取り替える。
- (5) 一般車両の乗入れは、原則として禁止するが、入場させる場合は、出入口で消毒を行う。また、資材の搬入に際しては、必要に応じて噴霧消毒を行う。

2 施設内における衛生管理

疾病の防除に当たっては、外部との隔離、施設の適正配置等に留意するとともに施設内における病原体の飛散防止と良好な飼育環境の維持を図るための日常の衛生管理を徹底することが重要である。したがって、農場関係者は、当該施設が外界と隔離状態におかれた場合にあっても施設内が完全に清浄化されたわけではないことを念頭において、日常から以下のような事項に留意の上、施設内における衛生管理に万全を期す必要がある。

(1) 施設等の汚染防止対策の徹底

ア 各々の豚舎の入口には、手指の消毒施設、踏込消毒槽、器具の洗浄・消毒器具等を設置するとともに、管理棟、豚舎、飼料庫等構内に配置されている施設については定期的に清掃、消毒を行う。

イ 豚舎はできる限りオールイン・オールアウト方式で運営することとし、オールアウト後の豚舎は、ふん、飼料等を搬出した後、十分清掃、水洗及び消毒し、一定の間隔をおいて、導入直前に再度消毒を実施した上で次の豚群を導入する。

なお、オールイン・オールアウト方式の採用が困難な豚舎については、一定期間使用後必ず空舎期間を設け、完全に清掃及び消毒を行う。

ウ 豚舎、管理舎、倉庫等については、定期的あるいは必要に応じてネズミ及び衛生害虫の駆除を実施する。

エ 作業用の衣服は清潔に保つほか、管理器材は豚舎の棟ごとに専用のものを備え、常に清潔に保ち、原則として使用後毎回水洗・消毒する。

(2) 個体の衛生管理の徹底

ア 母豚を分娩豚舎へ移動する際には、豚体をよく洗浄消毒し、必要に応じて殺虫剤の散布を実施する。

イ 豚舎については、舎内温度を適正に維持する。特に、幼齢豚が飼養されている豚舎については、十分な保温設備を備える。また、暑熱時には、送風及びワンマンズプレー、シャワー等による水の噴霧を行う等防暑対策を実施することが望ましい。

ウ 農場外から種豚等を導入する場合は、必ず検疫豚舎に収容し、少なくとも2週間は隔離観察して、異常のないことを確認し、異常豚を確認した場合は、その病性の解明に努め、必要な処置を実施する。

エ 検疫豚舎又は病豚隔離豚舎から一般豚舎への豚の移動は、畜体が清浄であること

を確認するとともに、必ず畜体の洗浄・消毒を行う。

オ 伝染性疾病の疑われる死亡豚は、必ず家畜保健衛生所において病性鑑定を受ける。

3 予防及び治療等

疾病の予防に当たっては、日常の一般的な衛生管理のほか、計画的な予防接種の実施、疾病の清浄地域からの種豚の導入等所要の措置を講ずる必要がある。また、ひとたび疾病が侵入した場合、疾病の種類によっては、外見上症状が消失した後も、一部の豚が保菌豚として残り、感染源となることがあるので、特に種豚場においては、保菌豚の防疫措置の徹底に努めるべきである。

なお、既に予防液が開発されている疾病については、健康管理の一方法として予防接種の効果的な活用を図る必要がある。

4 衛生管理体制

種豚場の衛生状況を把握するためには、以下の点に留意しつつ、計画的に抗体検査等を実施することによって種豚集団における各種疾病の浸潤状況を明らかにしておく必要がある。このため、種豚候補以外の子豚をモニター豚として肥育出荷し、と畜検査における剖検所見の成績から衛生上の問題点を解明する等により、子豚の健康度及び種豚場の衛生状態の把握することが重要である。

(1) 慢性伝染病等の中には診断方法が開発されていない疾病もあり、生前においては被害状況との因果関係が明確にできない場合も多いことから、年間の分娩回数、受胎率、死流産回数やその状況、一腹当たりの子豚の離乳頭数、へい死・とう汰頭数及び育成状況等の繁殖育成に関する記録をとり、技術指標として役立てるのみならず、疾病の発見、疾病の浸潤状況の指標として活用する。

(2) 日常の飼養管理においては、異常豚の早期発見に努めるとともに、自らの衛生管理についてあらかじめ点検項目を定めておき、定期的なチェックを行いその改善を図る。

5 その他

種豚場以外の養豚場に対しても、本対策指針に準じた衛生管理に努めるよう指導すべきである。

ふ卵場等養鶏施設における衛生対策指針

我が国の養鶏産業は、近年急速に規模拡大と集約化が進み、飛躍的に発展してきているが、鶏病についても種々の疾病が発生し、経営に及ぼす影響も大きくなっている。これらの疾病の中には衛生管理の不十分な施設における管理失宜に起因するものも少なくなく、特に、ふ化場におけるふ卵衛生対策が、鶏衛生上重要なものとなってきている。このため、特に種鶏場については、現在応用可能な各種の方法（定期検査、予防接種、飼養環境の改善等）を用いて、施設内の清浄度の保持に、また、ふ化場については種卵及びふ卵器の消毒の徹底及び施設内の衛生管理の向上等に努めることとし、以下により効果的な衛生対策を講じるよう指導を徹底し、ふ卵場等養鶏施設の衛生の向上を図る必要がある。

1 施設の配置及び立入制限等

ふ化場等養鶏施設における疾病の清浄化に当たっては、農場内への病原体の侵入を防止するとともに農場内における病原体の拡散防止のため、以下の点に留意して、施設の配置及び立ち入り制限の実施に努める必要がある。

- (1) 種鶏場、ふ化場等は周囲に他の養鶏施設が少なく、通風及び排水の良好な場所に設置するよう努める。
- (2) 種鶏場、ふ化場等については、施設内への不必要、不用意な人の出入り及び野犬の侵入を防止するため囲障を設けるとともに、施設内への出入口に更衣所を設けるものとし、当該更衣所は、外から順に①外着を脱ぐ部屋（又はロッカー）、②シャワー室（又は風呂場）、③内着を着用する部屋（又はロッカー）となるように配置する。これら全てを設置することが不可能な場合には、少なくとも外着用と内着用で別々のロッカー又は部屋を設ける。

また、入場に当たっては、帽子・上着・ズボン及び履物の交換を徹底する。

- (3) 鶏舎及びふ卵舎はもちろんのこと、種鶏場、ふ化場等の施設内へも不要な外来者の立ち入りを原則として禁止するとともに、一般車両の施設内への乗入れについても原則として禁止する。なお、施設内への出入り口に車両用の消毒施設を設置し、やむを得ず行う車両の乗入れ及び資材の搬入に当たっては消毒を徹底する。

- (4) 種鶏場、ふ化場等の関係者（経営者及び従業員）は、自宅での鶏、その他鳥類の飼育を避けるとともに、種鶏場及びふ化場等におけるねずみ等の衛生動物の駆除並びに野生鳥類等の侵入防止に努める。

2 施設内における衛生管理

一般に飼育されている鶏群の場合は、外界からの病原体の侵入を完全に阻止したとしても、常在微生物をすべて除去することは不可能である。これら常在微生物の大部分は、一般的に病原性が極めて低いか、感染してもまれに軽い症状を引き起こすに過ぎない場合が多いが、鶏舎及びふ卵舎の衛生管理が適切に行われていない場合には、集団的な発病の原因となることがあることから、施設内の清浄化と併せて鶏群やふ卵器を常に衛生的に取り扱っていくことが必要である。

(1) 種鶏場等における汚染防止対策の徹底

ア 鶏舎の入口には、手指の消毒施設、踏込消毒槽、器具の洗浄場所等を設置するとともに、管理棟、鶏舎及び飼料庫等構内に配置されている各種飼養管理施設について、定期的に清掃・消毒を行う。

イ 鶏舎については、できる限り棟ごとにオールイン・オールアウト方式で運営し、オールアウトした鶏舎はふん、飼料等を搬出した後に十分清掃、水洗及び消毒し、2週間以上の間隔をおいて次の鶏群を導入する。また、導入の直前にも再度消毒を行う。

ウ 作業用衣服は常に清潔に保つ。管理器材は鶏舎の棟ごとに専用のもを備え常に清潔に保ち、原則として使用後は毎回水洗・消毒する。

(2) 種卵の衛生管理の徹底

産卵箱は常に清潔に保つとともに、集卵はできる限り頻繁に実施する。集卵後は速やかに卵殻表面の消毒を実施する。また、消毒済みの種卵は、好適な条件下の貯卵室で保存し、温度変化により種卵表面に結露が生じないように注意する。なお、卵殻がひび割れしているもの、奇形のもの、巢外卵及び卵殻が汚れているものは種卵として使用しない。

(3) ふ化施設における汚染防止対策の徹底

ア ふ卵舎については、くん蒸室、貯卵室、ふ卵室、ひなの鑑別及び選別室、予防注射室、ひな荷作り発送室、ひな置き場等をそれぞれ衛生的にしゃ断した状態で設置

し、作業行程をワンウェイ方式とするよう努めるとともに、(1)の種鶏場等における汚染防止の措置と同様の措置を講じるよう努める。なお、ふ卵室については、セッター室とハッチャー室に区分し、オールイン・オールアウト方式を採用することが望ましい。

イ 鑑別に際し、ひなから排泄される胎便を受ける容器は、多数の細菌等によって汚染されているので、使用後は内容及び容器の消毒の徹底に努める。

ウ ひなの輸送に当たっては、輸送車を使用の都度洗浄消毒する。なお、輸送車には、温度、湿度を一定に保つことのできる空調設備のある被蓋車を用いることが望ましい。

エ ふ化場へ搬入した種卵は、ホルマリンくん蒸、42～43℃の逆性石鹼液で浸漬等による消毒後、汚染を避けて速やかに貯卵室に保存するものとする。また、種卵をセッターからハッチャーに移した後、器内の温度及び湿度が通常の設定条件に達した時点でホルマリンくん蒸を行う。

オ ふ卵舎及びふ卵器は、使用に先立って、清掃・水洗し、24時間以上ホルマリンくん蒸等を行うものとする。特に、ふ化後の残存物（卵殻、中止卵、死ごもり卵、綿毛等）は細菌を多く含んでいるため、使用後のふ卵舎の清掃・消毒に先立ち、これら残存物の飛散を防ぐための消毒液の予備噴霧又はホルマリンくん蒸を行うとともに、電気掃除機による清掃に努める。また、残存物は収集後焼却するかあるいは完全に消毒して廃棄する。

カ ホルマリンガスは人や動物に有害であることから、作業に当たっては必ずマスク、メガネ、手袋等の適切な保護をする。

競馬場等馬の集団飼育施設における衛生対策指針

競走馬の飼養の集団化と規模の大型化の傾向が強まるとともに、その移動も頻繁に行われるようになってきている。また、乗用馬等においても飼養の集団化が進展し、相互間の交流の機会も増加してきている。このような環境の中で、競走馬等の健康を保持し、資質能力を向上させることが競馬運営上並びに乗用馬等の生産振興上の不可欠な要件となっている。このため、今後とも競馬場等の衛生管理の一層の充実を図る必要があることから、引き続き、以下により、全国的に調和された水準で各種の効果的な衛生措置を講ずるよう指導を徹底する必要がある。

1 衛生管理体制の整備

(1) 防疫担当職員の配置

管理事務局に少なくとも1名の防疫担当職員（獣医師）を任命し、防疫計画の立案、衛生管理指導及び情報連絡等を担当させる。

(2) 診療獣医師の掌握

施設内における競走馬等の診療の適正を図るため、必要な設備を有する診療所を整備するとともに、専任獣医師の雇用あるいは開業獣医師への診療の嘱託等により診療獣医師を確保し、その活動状況を掌握する。

2 防疫・衛生管理の実施基準

(1) 入厩時の防疫

ア 入厩承認申請書の提出と入厩日時の指定

入厩を希望する者（馬主又は調教師等）は、あらかじめ管理事務局に入厩承認申請書を提出し、入厩日時の指定を受ける。

イ 入厩検疫

(ア) 書類の点検

馬の証明手帳、予防接種に係る証明書等を管理事務局に提出し、その点検を受ける。

(イ) 検査

入厩馬は、検疫厩舎に収容した上で、臨床検査等の入厩時の検査を実施する。

(ウ) 入厩

検査の結果、異常が認められない場合、一般厩舎への入厩を認める。

(2) 退厩届の提出

退厩させようとする者（馬主又は調教師等）は、当該馬の退厩に先立ち管理事務局に退厩届を提出する。

(3) 予防接種

馬インフルエンザ、流行性脳炎等の予防接種は、県当局と協議して計画的に実施し、注射証明書を整備しておく。

(4) 日常の衛生管理

ア 在厩馬の検温

各馬ごとに体温表を配布し、飼養管理責任者（調教師等）の監督のもとに朝夕検温し記入させる。

イ 厩舎の消毒等

汚物だめ、馬ふん置場及び汚水溝等は定期的に消毒する。

また、夏期を中心として昆虫が発生し又は発生するおそれのある場所その他の施設について、ライトトラップやアブトラップの設置と併せて、適切な時期に殺虫剤の散布により昆虫防除に努める。

また、毎年1回以上殺そ剤の応用を図り、厩舎内外のねずみ駆除に努める。

ウ 異常馬の届出と隔離

(ア) 熱発馬をはじめ、診療対象馬等で伝染性疾病を疑う場合は、診断又は発見した獣医師及び飼養管理責任者（調教師等）は速やかに管理事務局に届け出る。

(イ) 当該届出に基づいて実施した検査の結果、伝染性疾病であるか又はその疑いのあることが判明し、隔離の必要があると認めた場合は、当該馬を隔離厩舎に移動させ、必要な期間隔離する。

(ウ) 上記（イ）の場合、競馬場等の各施設の防疫担当職員は、家畜保健衛生所に必要な届出を行うとともに、速やかに軽種馬防疫協議会事務局に発生経緯及び措置等について通報する。

3 衛生施設の整備

競馬場等の各施設は、診療所（検査に必要な器材を含む。）、検疫厩舎、隔離厩舎、汚水だめ（屋根付き）、汚水処理施設等の衛生施設の整備を図り、防疫措置の徹底に努める。

輸入家畜の着地検査指針

1 着地検査期間

着地検査は、着地検査を実施する場所（以下「仕向先」という。）に家畜（法第2条及び政令第1条の表の下欄に掲げる家畜）が到着した後原則として3カ月間実施する必要がある。ただし、競走馬及び乗馬のうち遠征を実施したものに対して行う着地検査については「海外遠征馬の帰国時における輸入検疫及び着地検査について」（平成2年8月10日付け2畜A第1654号農林水産省畜産局長通達）の記の3に定めるところにより、その期間を3週間にまで短縮することができる。また、その他の偶蹄類、兔、犬、みつばち、動物園で展示に供せられる家畜等の着地検査については、原則として実施しない。

2 動物検疫所の行う措置

(1) 輸入業者に対する指導

動物検疫所は輸入業者に対して以下の事項について指導を行う。

- ア 興行用の輸入家畜で着地検査期間中に移動を行う予定を有するものについては、興行計画を当該期間中の移動先となる県の畜産主務課に届け出ること。
- イ 輸入業者は、海外で家畜の購入を行うに際しては、事前に輸出国の家畜衛生担当機関と連絡をとり、当該輸出国の家畜衛生状況を十分把握した上、家畜の伝染性疾病の清浄地域内の農場から購入を行うこと。

(2) 仕向予定の通知

動物検疫所は、輸入家畜が仕向先に到着するに先立ち、規則第49条に基づく様式第23号の事項等の着地検査に必要な事項を当該輸入家畜が所在する県の畜産主務課に通知する。

(3) 検疫結果の通知

ア 動物検疫所は、輸入検疫中に監視伝染病を摘発した場合は、当該家畜及び当該家畜と同一ロットの家畜（当該家畜と同一船舶、航空機で輸入されたすべての家畜及び当該家畜と同一の畜舎に収容されていたすべての家畜）の仕向先の県畜産主務課及び動物衛生課に速やかに通知する。

イ 動物検疫所は、輸入家畜の解放後速やかに、輸出国における検査結果及び動物検疫所における検査結果を別記様式5により仕向先の県畜産主務課に通知する。

3 県の行う調査指導等

県は、動物検疫所からの通知に基づき輸入家畜飼養者に対して以下の事項について指導を行う必要がある。

(1) 着地検査場所

ア 輸入家畜は他の家畜から十分隔離できる場所又は施設（以下「隔離施設」という。）で飼養すること。

イ 隔離施設で使用する器材等は専用のもとし、出入口には消毒槽を設けること。

ウ ふん尿及び廃棄物は衛生的に処理すること。

エ ねずみ等の衛生動物の侵入を防止すること。

(2) 着地検査期間中の家畜の移動制限等について

着地検査期間中の輸入家畜の移動は原則として行わない。ただし、

ア 輸入馬については、競馬出走のための馬名登録に必要な検査を行うためやむを得ない場合であって、他の動物から隔離した状況の下で当該検査を実施する場合には、当該輸入馬の移動を行うことができる。

イ 興行用の輸入家畜については、興行計画上やむを得ない場合、その移動日時、着地検査中の衛生状況等について関係畜産主務課との間で緊密な連絡をとり、他の動物から隔離した状況の下で当該輸入家畜の移動を行うことができる。

ウ ア又はイ以外の馬であって、家畜衛生対策を勘案の上、家畜防疫員が認めた場合は、当該輸入馬の移動を行うことができる。

(3) 飼養衛生管理

ア 隔離施設にはできる限り専任の飼養管理者を置くこと。

イ 隔離施設には関係者以外の立入りを禁止すること。

ウ 隔離施設への出入時には、帽子・上衣・ズボン・ゴム長靴等を専用のものに取り替え、手指と併せて帽子・上衣・ズボン・ゴム長靴等の消毒を行うこと。

エ 隔離施設での作業は、隔離施設以外での作業が終了した後に行うこと。

オ 隔離飼養中の家畜の健康状況については、その把握に努め、記録を行い、異常を認めた場合には、家畜保健衛生所に速やかに連絡すること。また、隔離施設、飼槽

等の清掃、洗浄及び消毒を行うこと。

カ 着地検査場所での家畜衛生状況等を勘案し、必要に応じワクチン接種を実施すること。

キ 隔離施設には、衛生措置が容易に行えるようできる限り柵場の設置に努めること。

ク 輸入馬（輸入後、国内で飼養されている他の用途に供する馬と隔離して飼養される肥育用馬を除く。）については、輸入後少なくとも1カ月の間隔をあげ、着地検査期間中に馬伝染性貧血の検査を受けるよう輸入家畜飼養者に対して助言・指導すること。なお、着地検査期間を1カ月以下に短縮した海外遠征馬については、可能な限り当該期間の終了直前に検査を受けるよう助言・指導すること。

ケ 輸入された肥育用馬については、輸入後、と畜場に出荷するまでの間、国内で飼養されている他の用途に供する馬と隔離して飼養するよう輸入家畜飼養者に対して助言・指導すること。

4 県の行う着地検査

(1) 県は、輸入家畜飼養者と密接な連絡を保ち、着地検査期間中は、臨床観察を中心として行い、健康状況の把握に努めることが重要である。

なお、検査は、導入時に実施した後は、月に1回程度実施するべきである。また、異状を認めた場合等、必要に応じて、血清学的検査等の精密検査を実施する。

(2) 県は、原則として、輸入検疫中に監視伝染病が摘発された家畜と疫学的な関連がある家畜について、着地検査期間中に少なくとも1回当該疾病の精密検査を実施する必要がある。この場合、第1回目の精密検査は当該家畜が着地検査場所に到着した後、おおむね2週間～1カ月の間に行う。ただし、当該疾病がアナプラズマ病、ピロプラズマ病又は馬ウイルス性動脈炎である場合の精密検査については、次により行う。

ア アナプラズマ病（規則第1条で定める病原体によるもの）

血液塗抹標本の顕微鏡検査（毎月1回）、CF検査

イ ピロプラズマ病（規則第1条で定める病原体によるもの）

血液塗抹標本の顕微鏡検査（毎月1回）

ウ 馬ウイルス性動脈炎

当該輸入馬から血清を採取し、動物検疫所に送付する。動物検疫所は、この血清について中和試験を実施し、その結果を県畜産主務課及び動物衛生課に通知する。

5 着地検査の検査結果の報告

県は、4の(1)の精密検査を実施し、監視伝染病を摘発した場合並びに4の(2)により検査を実施した場合には、その結果を速やかに動物衛生課あて報告する。